

警報発令時の学校の対応について

令和6年度版

徳島市富田中学校

登校前に 徳島市に 暴風警報, 大雨警報, 大津波警報のいずれかが発令された場合

- 1 午前7時の時点で上記の警報が発令中（テレビ・ラジオ放送等で確認）の場合は、生徒は自宅で待機することとします。
- 2 上記の警報が、午前11時までに解除された場合は、生徒は昼食を済ませて安全を確かめ、午後1時20分をめぐりに登校することとします。
- 3 上記の警報が、午前11時以降も継続している場合は、臨時休校とします。
なお、午前11時以降に警報が解除された場合も同様に、臨時休校とします。
- 4 午前中の授業の日（定期テストや夏休みの登校日等）は、午前7時の時点で発令されていれば、臨時休校とします。

登校後に 徳島市に 暴風警報, 大雨警報, 大津波警報のいずれかが発令された場合

校区及び通学路の安全状況、今後の気象状況等を総合的に踏まえ、「直ちに下校」、「一時学校待機」等の判断をし決定します。

その他

- 1 上記の警報の発令に係る自宅待機、途中下校、登校などの指示については、マチコミメール等により連絡させていただきます。
- 2 上記の警報が解除された後も、気象状況や周辺の状況等により登校が危険と思われる場合は、家庭の判断で自宅待機してください。
この場合、学校への連絡をお願いします。
- 3 給食実施が可能な時刻（午前8時30分）までに警報が解除された場合の登校時刻の変更等についても、1の方法により連絡することがあります。
- 4 その他の警報（洪水、大雪、津波警報等）が発令されている場合は、登校することを原則とします。ただし、気象状況や洪水・積雪の状況により危険が予測される場合は家庭の判断で自宅待機してください。
この場合、学校への連絡をお願いします。
- 5 河川の急な増水や津波の発生等による危険が予測される場合には、警報を待たずに、早めに休校や自宅待機の措置をとることもあります。

★このプリントは、目のつく場所に貼っておいてください